

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（登録情報処理機関の登録の有効期間） 第十一条（略）</p> <p>（登録情報提供機関の登録の有効期間） 第十一条の二 法第九十六条の十八第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p> <p>附則 （施行期日） 1 この政令は、昭和二十六年七月一日から施行する。 （提供する登録情報の範囲） 2 法第二十二條第三項の登録情報には、当分の間、保存記録ファイルに記録されている事項に係るものは、含まないものとする。</p> | <p>（登録の有効期間） 第十一条（略）</p> <p>（新設） 附則 1 この政令は、昭和二十六年七月一日から施行する。</p> <p>2 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。 第六十九條第六号中「及び道路運送法」を「並びに道路運送法及び道路運送車両法」に改める。</p> |

| 改正案 | | 現行 | |
|--|--|--|--|
| <p>道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p> | <p>手数料を納付すべき者</p> | <p>金額</p> | <p>道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p> |
| | <p>一〇八（略）</p> <p>九 法第二十二條第三項の規定による請求に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関</p> | <p>（略）</p> <p>一件につき次に掲げる金額</p> <p>一 自動車一両ごとに作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記載されている事項に係るもの 二百円</p> <p>二 三十両（自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及び使用者の氏名又は名称及び住所を含まないものについては、六十両）以下の自動車について一括して作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記載されている事項に係るもの 二百円</p> | |
| <p>十一〇（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>九〇九（略）</p> | <p>（略）</p> |